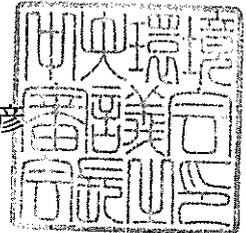




中環審第737号
平成25年10月8日

環境大臣
石原 伸晃 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正
に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく
追加措置について（第二次答申）

平成25年6月17日付け諮問第353号により中央環境審議会に対してなされた「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置及び同法第14条第2項の規定に基づく判定について（諮問）」については、別添のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので答申する。

第一種特定化学物質に指定することが適当とされたエンドスルファン及びヘキサブロモシクロドデカンについての所要の措置について

平成 25 年 10 月 4 日

「残留性有機化学物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置及び同法第 14 条第 2 項の規定に基づく判定について（第一次答申）」において化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項の第一種特定化学物質に該当するものと判定された 6, 7, 8, 9, 10, 10 - ヘキサクロロ - 1, 5, 5a, 6, 9, 9a - ヘキサヒドロ - 6, 9 - メタノ - 2, 4, 3 - ベンゾジオキサチエピン = 3 - オキシド（別名エンドスルファン、ベンゾエピン。以下「エンドスルファン」という。）及びヘキサブロモシクロドデカンについて、第一種特定化学物質の指定と併せて、以下の所要の措置を講じることが適当である。

1. 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品について（法第 24 条）

エンドスルファン又はヘキサブロモシクロドデカンが使用されている製品で、今後、我が国に輸入されるおそれがあり、使用の形態、廃棄の状況等からみて輸入を制限しない場合に環境汚染が生じるおそれがある下表に掲げる製品について、エンドスルファン又はヘキサブロモシクロドデカンが使用されている場合には、輸入を禁止することが適当である。

第一種特定化学物質	製品
エンドスルファン	なし
ヘキサブロモシクロドデカン	繊維用難燃処理薬剤
	難燃性 EPS 用ビーズ
	防災生地・防災カーテン

EPS：ビーズ法発泡ポリスチレン

2. 第一種特定化学物質を使用できる用途について（法第 25 条）

エンドスルファン又はヘキサブロモシクロドデカンについては、他のものによる代替が困難な用途が存在しないため、全ての用途について使用を禁止する措置を導入することが適当である。